

令和元年8月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和元年8月6日(火)午前10時30分より野津中央公民館(多目的ホール)において会長が8月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 2番 堀 京子 委員 3番 内藤 康弘 委員 4番 藤嶋 祐美 委員

5番 平山 勝丈 委員 6番 佐藤 幸子 委員 7番 柳井 博之 委員 8番 城野 幸司 委員

9番 陶山 秀明 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第42号 非農地証明願いについて

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議案第44号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

次 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ちまして、委員の定足数を次長が報告致します。

次 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席であります。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけますでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号6番 佐藤 幸子委員と、議席番号7番 柳井 博之委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから審議に入ります。

議 長 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをご覧ください。
議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和元年8月6日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

2ページとなります。

番号1、畑 29 m² 外3筆 合計1,013 m² について、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、畑 337 m² 外8筆 合計6,879 m² について、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号3、田 1,119 m² 外1筆 合計3,014 m² について、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号4、田 123 m² 外1筆 合計146 m² について、農地の集約化を行い、経営の効率化を図るため所有権を移転するものです。

番号5、田 195 m² について、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

以上5件の申請については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

7月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請5件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤嶋委員 私、藤嶋より、7月24日に実施しました議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。
チェックリストと併せて報告します。

番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現地は4筆の畑で、現在、露地野菜の耕作が行われています。許可後も引き続き露地野菜の作付を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現地は1筆の田と8筆の畑で、1筆の田は耕作中、畑のうち2筆は草刈等による管理がされ、4筆では露地野菜の耕作中、2筆にはハウスが設置され施設野菜が作付されています。許可後は、それぞれ水稻・露地野菜・施設野菜の作付を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現地は2筆の田で、現在水稻の作付が行われています。許可後も引き続き水稻の栽培を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現地は2筆の田で、売買により耕地の集約を行うものです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の申請地は贈与により所有権を取得するものです。現地は1筆の田で、引き続き耕作を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請5件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、推進委員さんから報告をお願い致します。
第10地区の武氏さん。

武 氏 第10地区、推進委員の武氏です。

推進委員 同じ地区で委員本人が申請した案件があるので、代わりに報告します。申請者は有機農業の研修を終えて、この春から農業経営をはじめていきます。申請地の畑は自宅の横になります。3条申請にあたり、特に問題はないと思われま

議 長 次に第16地区の廣田さん。

廣 田 第16地区、推進委員の廣田です。

推進委員 番号2の申請地は、自宅周辺の田畑を取得するものです。3条申請にあたり、特に問題はないと思われま

議 長 次に第10地区の武氏さん。

武 氏 第10地区、推進委員の武氏です。

推進委員 番号3の申請地は、売買により所有権を取得するものです。すでに水稻の作付が行われ、3条申請にあたり、特に問題はないと思われま

議 長 続きますして第6地区の板井さん。

板 井 第6地区、推進委員の板井です。

推進委員 番号4の申請地は、売買により耕地の集約を行うものです。3条申請にあたり、特に問題はないと思われま

番号5の申請地は、贈与により所有権を取得するものです。3条申請にあたり、特に問題はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和元年 8 月 6 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 番号 1、畑 245 m² 外 2 筆 合計 457 m² を、申請者が賃貸長屋住宅を建設するため転用を行うものです。尚、この案件については、既に一部が進路用地と駐車場用地として転用を行っているため追認となります。

以上 4 条申請 1 件については、立地基準及び一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

以上 4 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤 嶋 私、藤嶋より、7 月 24 日に実施しました議案第 40 号、農地法 4 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。
委 員 チェックリストと併せて報告します。

番号1は、申請者が所有する畑について、賃貸長屋住宅用地として利用するものです。

現地には申請者が所有する3棟の賃貸住宅があり、これを取り壊したうえで新たに2棟の賃貸住宅を建築するものです。申請地は3筆の畑で、すでに隣接する借家への進入路及び駐車場として使用されています。このことについて申請者から始末書も提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

議長 続きます。推進委員さんより報告をお願い致します。
第1地区の玉田さん。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1は、申請者が所有する畑について、すでに建っている3棟の住宅を取り壊したうえで、新たに2棟の賃貸住宅を建築するものです。転用については特に問題はないと思われま

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和元年 8 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

9 ページとなります。

番号 1、田 231 m² 外 1 筆 合計 495 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、畑 496 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 3、畑 192 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 4、畑 259 m² について、所有権の移転を行い、事務所用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 5、畑 317 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。尚、この案件につきましては、既に住宅として利用されているため追認案件となります。

以上、5 条申請 5 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5 条申請 5 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸 私、佐藤より、7 月 24 日に実施しました議案第 41 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1は、所有権を取得し、隣接する宅地とともに一般住宅用地として利用するものです。現地は市道に面しております。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。現地は市道に面しており、小学校がすぐ近くという立地です。

申請地は1筆の畑で、現在は休耕の状態です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、売買により所有権を取得し、隣接する2筆の宅地とともに一般住宅用地として利用するものです。現地は市道に面しており、周辺は住宅が立ち並ぶ地域です。

申請地は1筆の畑で、現在は柿や梅といった果樹類が植えられています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4は、売買により所有権を取得し、事務所用地として利用するものです。現地は住宅等に囲まれています。

申請地は1筆の畑で、草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号5は、譲渡により所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。現地は集落内の宅地に隣接しており、周囲は住宅等に囲まれています。

申請地は1筆の畑で、昭和40年代に倉庫として建物が建てられて以降、改築が重ねられ、現在では住居として使用されています。この件について、申請者より始末書も提出されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請5件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きますして、推進委員さんから報告をお願い致します。まずは第 21 地区の姫嶋さん。

姫 嶋 第 21 地区、推進委員の姫嶋です。

推進委員 番号 1 は、一般住宅用地として利用するものです。周囲にも何件か住宅が建てられています。転用について、特に問題はないと思われま

議 長 続いて、第 5 地区の安東さん。

安 東 第 5 地区、推進委員の安東です。

推進委員 番号 2 は、一般住宅用地として利用するものです。現地は小学校のすぐ裏手になります。転用について、特に問題はないと思われま

議 長 続いて、第 1 地区の玉田さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号 3 は、隣の宅地とともに一般住宅用地として利用するものです。周囲には、すでに多くの住宅が立ち並んでいます。転用について、特に問題はないと思われま

番号 4 は、税理士事務所として利用するものです。現地は市街地の中にあり、転用については特に問題はないと思われま

議 長 続きますして、第 16 地区の廣田さん。

廣 田 第 16 地区、推進委員の廣田です。

推進委員 番号 5 は、譲渡により所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は集落の中にあり、昭和 40 年代から倉庫や住宅として使用されています。転用については、特に問題はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致しました。

次に、議案第 42 号 非農地証明願いについて、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次長 14 ページです。

議案第 42 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 8 月 6 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次長 次のページをご覧ください。

番号 1、畑 499 m² については、長い間耕作されず雑木や竹が生い茂り非農地化した土地です。

次にチェックリスト及び現地調査報告ですが、③の森林原野化し農地に復元することが困難な場合でア～オの要件をすべて満たしています。

番号 2、田 1,395 m² については、平成 8 年に転用許可を受け店舗として利用している土地です。

次にチェックリスト及び現地調査報告ですが、②の転用目的どおりに転用し非農地化した土地に該当します。

番号 3、畑 110 m² については、農地法施行前の昭和 25 年に住宅として建設された土地です。

次にチェックリスト及び現地調査報告ですが、④の昭和 27 年の農地法施行以前に転用された土地に該当します。

番号 4、畑 525 m² については、長い間耕作されず雑木や竹が生い茂り非農地化した土地です。

次にチェックリスト及び現地調査報告ですが、③の森林原野化し農地に復元することが困難な場合でア～オの要件をすべて満たしています。
以上、非農地証明願 4 件について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 42 号 非農地証明願いについて採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 非農地証明願いについては原案どおり承認することに決定を致しました。

議 長 次に議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 17 ページです。

議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 8 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第8号）「令和元年8月6日公告予定」です。

1ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は、令和元年7月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、今回は申出がありません。畑については、6,145㎡、9筆です。合計面積についても同じく、6,145㎡ 9筆です。

次に貸手、借手ですが、これにつきましては貸し手が4名に対しまして、借り手も4名となります。

2ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となりますが、今回は野津地域のみとなります。

以上、簡単ではございますが、令和元年8月6日公告予定の農用地利用集積計画（第8号）について、ご提案申し上げます。

議 長 　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　　質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第43号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第43号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。

議 長 　　次に議案第44号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 　　18ページです。

議案第 44 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和元年 8 月 6 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用配分計画案でご説明します。
1 ページをご覧ください。畑 1 筆を配分するものです。
賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当たり 10,000 円となっています。以上 1 件の配分計画についてご審議をお願い致します。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。これより、議案第 44 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議がない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定を致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。